

## ○富山県警察音楽隊に関する訓令

(昭和36年4月6日)

(本部訓令第17号)

富山県警察音楽隊に関する訓令(昭和33年富山県警察本部訓令第8号)の全部を次のように改正する。

### 富山県警察音楽隊に関する訓令

(目的)

**第1条** この訓令は、富山県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

**第2条** 音楽隊は、音楽を通じて警察職員の士気を高め、情操を豊かにするとともに、県民との融和を図り、もって警察活動の理解と協力を得ることを任務とする。

(編成)

**第3条** 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、副楽長及び一般隊員(以下「隊員」という。)をもって編成する。

(任命)

**第4条** 隊長は、広報室長をもって充てる。

2 副隊長は、楽長、副楽長及び隊員は、警察職員のうちから警察本部長が任命する。

(講師の委嘱)

**第4条の2** 音楽隊に演奏技能の向上を図るため、講師を置くことができる。

2 講師は、部外の適任者から警察本部長が委嘱する。

(隊員の責任)

**第5条** 隊員は、常にその使命を自覚し、人格の錬成を図り、厳正な規律のもと演奏・演技の技術の向上に努めなければならない。

(服務)

**第6条** 隊員は、平素その所属の部署において勤務に服し、必要ある場合において隊長の指揮監督を受け、公開演奏及び訓練等に従事するものとする。

(所属長の協力)

**第7条** 県本部の所属長及び警察署長は、音楽隊の訓練、研修又は派遣演奏について積極的に協力しなければならない。

(雑則)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、音楽隊の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この訓令は、昭和36年4月6日から施行する。

**附則**（昭和36年11月30日本部訓令第72号）

この訓令は、昭和36年12月1日から施行する。

**附則**（昭和45年3月16日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和45年3月16日から施行する。

**附則**（昭和49年3月20日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年3月20日から施行する。

**附則**（昭和53年3月18日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和53年3月18日から施行する。

**附則**（昭和54年6月28日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

**附則**（昭和55年3月18日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和55年3月19日から施行する。

**附則**（昭和58年3月12日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和58年3月12日から施行する。

**附則**（平成9年3月3日本部訓令第4号）

この訓令は、平成9年3月10日から施行する。

**附則**（平成12年3月23日本部訓令第8号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

**附則**（平成13年3月7日本部訓令第8号）

この訓令は、平成13年3月7日から施行する。